

議案第117号

和解について（港湾局関係）

損害賠償請求控訴事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 控訴人 大阪市 被控訴人 丸翔建設株式会社	被控訴人は、平成12年5月29日に締結された本市発注の大正区鶴町3丁目のなみはや大橋の橋脚に係る保護構造物（以下「本件保護構造物」という。）の設置工事（以下「本件工事」という。）の請負契約に基づき、本件工事を施工したところ、平成23年9月4日に、本件保護構造物の一部が崩壊したため、本市は、被控訴人に対し、崩壊した本件保護構造物の一部の補修に要した費用等金22,390,200円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めている訴訟において、平成29年5月30日に本市の請求を棄却する判決があり、同判決に不服があるので本市が控訴を提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するもの
2 大阪高等裁判所 平成29年（ネ）第1767号 損害賠償請求控訴事件	

2 和解の要旨

被控訴人は、本市に対し、和解金として金2,500,000円を支払う。

平成30年5月15日提出

大阪市長 吉村洋文

説明

損害賠償請求控訴事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。